

「東京都制案」に関する発言要旨

(第81帝国議会 昭和18年1月29日政府提出)

提案理由の説明から

「東京都制制定ノ趣旨ト致シマス所ハ」

- 1 「帝都タル東京ニ真ニ其ノ國家的性格ニ適應致シマシタ確固タル體制ヲ確立スルコト」
- 2 「帝都ニ於ケル従来ノ府市並存ノ弊ヲ是正解消シ、帝都一般行政ノ一元的ニシテ強力ナル遂行ヲ期スルコト」
- 3 「帝都行政ノ運営ニ付キ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖ルコト」

「區ノ自治權ヲ擴張致シ、都ヲ三十五ノ獨立市ニ分割スルト云フコトハ、獨リ都民生活ノ實情ニ即セザルノミナラズ、都行政ノ統一ヲ破壊シ、更ニ都民ノ負擔ヲ區々ナラシメ、決シテ適當ナル結果ヲ得ルモノデナイト信ズルモノデアリマス、併シナガラ」(中略)
「區ヲ純然タル行政区ト致シマスルコトハ、必ズシモ適當ノ措置デナイト考ヘタノデアリマス」

衆・貴両院における質疑応答から

問「國家的性格に適應した確乎たる體制といふことは案の如何なる點に現はれて居るか」

答「東京府と東京市とを廢して一の體制にする點、都長官を官吏にする點、都議會との關係を明確にして置く點が確乎たる體制であると考へるのであるが斯る點に於て都の運営を圖る上に國家が直接之に對して十分責任を持つことは即ち國家性であると思ふ。都制其のものだけでは都といふ自治體としての組織を考へるだけの問題であり帝都の全般の行政即ち國家行政と自治行政とが如何なる風に一體として行はれるかに付ては運用の職に當る都長官其の他の組織に關し官制の問題として考究しなければならぬ。」

問「大東亞建設の本據としての帝都の構想を如何に考へるか」

答「從來は東京市自身の經營にのみ任せて來たのであるが、都制施行に依り直接帝都の運営に付國家の意思を浸透せしめ、國家的性格を附與することは政府の責任となつた。交通、官廳の建築、教育の施設等も將來は一つ纏つた計畫の下に進んで行く必要があると思ふ。」

問「都が不完全自治體であり、區には十分な自治權を認めないのは他の府縣の市町村が何れも完全な自治權を有して居るのに比して權衡を失しないか、又區の問題に付ては區の沿革、實情、區民の要望等を顧慮して居るのか」

「都の行政は區を単位にして考へるべきであるが、區に自治權を與へず一律一體の態様で行くのは無理ではないか」

答「區に對して完全自治權を認めるのは不適當である。其の理由は區の自治權を非常に擴大することは結局都内に密接した三十五の獨立市を認める如き結果を招來し都行政の統一を破壊し、其の行政の敏活強力なる執行に支障を來し都民生活の實情に即せぬことになる。區に財政權を持たしめれば都民の負擔の上からも區々になつて權衡を失し都民全體の爲に好い結果をもたらさない。(中略)元來地方團體の制度に付て大都曾も中小都會も農山漁村も全畫一の制度を布かねばならぬといふ形式的觀念が誤つてゐるのであつて夫々の地方に即應する制度を建てるべきである。帝都たる東京には其の性質に即應する制度を建てるのが最善である。又事實上も東京市の區は府縣の市町村とは其の實情實體に於て相當異り、町村の素朴な形に於ける自治を區の制度の上に認めることは實情に即しない點があると思ふ。素朴な自治の活動は寧ろ町内會部落會等に於て發達せしむべきである。此の點に關しては純理論として區は純然たる行政区とする方が徹底すべしとの論も存するのであるが、此の論は區の沿革、實情等も考へ、亦都の體制に全體としての調和を與ふるの必要から見て行過ぎとも考へられるので、大體現在の制度を踏襲したのである。」

問「區の法的性質如何」

答「區は此の都制案に於ても自治權を有する團體であると思へる。法人區(自治區)であると同時に、區といふ區域は一つの行政区畫としての意味も有して居る。」

問「區財政交付金制度は區を法人と認めた趣旨に反すると思ふが、都の統一を破壊しない限度に於て都の統制の下に區に或る程度の財政權を與へては如何」

答「區に屬する市税を昭和十五年に廢したのは區の負擔力が區々であり又市自體の統一の上から適當でない爲であつた。今回も此の點は検討したが、從來の實情から考へても支障なしとの結論を得るに至らず現在通りとしたのである。」

都制改正の経緯〔「都制度調査会」昭和57年8月30日資料抜粋〕

第81帝国議会における「東京都制案」(昭和18年1月29日政府提出)

提案理由の説明

○國務大臣（湯澤三千男君）

只今上程ニ相成リマシタ東京都制案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由竝ニ法案中主要ナル事項ノ概略ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス

東京都制制定ノ趣旨ト致シマス所ハ、之ヲ要約致シマスルト、凡ソ次ノ三點ニ歸着スルト思ヒマス、其ノ一ツハ帝都タル東京ニ真ニ其ノ**國家的性格ニ適應致シマシタ確固タル體制ヲ確立スルコトデアリマス**、其ノ二ハ帝都ニ於ケル従来ノ府市竝存ノ弊ヲ是正解消シ、**帝都一般行政ノ一元的ニシテ強力ナル遂行ヲ期スルコトデアリマス**、其ノ三ハ帝都行政ノ運営ニ付キ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖ルコトデアリマス

惟フニ我ガ東京ハ内地人口ノ約一割ヲ擁スル國內無類ノ巨大都市デアリマスルノミナラズ、實ニ我ガ國ノ帝都トシテ比類ナキ國家的意義ト重要性トヲ持ツテ居リマス、更ニ今日ニ於キマシテハ、大東亞建設ノ本據トシテ、全世界ニ其ノ大イナル地位ヲ示スニ至ツテ居ルノデアリマス、随テ之ヲ單ナル一地方都乃至ハ一地方トシテ經營致シマスルコトハ、根本的ニ其ノ性格ニ適應セヌモノガアルト存ズルノデアリマス、宜シク其ノ國家的意義ト性格トニ適應スル確固タル體制ヲ確立スベキデアリ、是コソ大東亞建設ノ基礎ヲ固ウスル所以ノ根本策デアルト考ヘルノデアリマス

翻ツテ帝都行政ノ現状ヲ見マスルノニ、府市ノ竝存ハ典型的ナルニ重機構ヲ現出致シテ居リマシテ、其ノ間行政ノ錯雜ト不統一トヲ來シ、到底敏活強力ナル行政ノ遂行ハ望ミ得ザル状況ニアルノデアリマス、時局下緊要ナル諸施策ハ帝都ニ於テコソ最モ其ノ成績ヲ擧グベキモノデアリマスガ、常ニ是ガ遂行上困難ヲ伴ヒマスルコトハ、此ノ點ニ根本ノ原因ガ存スルモノト考ヘルノデアリマス、而シテ此ノ一般行政ニ於ケル機構ノ弱體ハ、動モスレバ警視廳ノ負擔ヲ重カラシムルニ至ツテ居ルコトハ一ツノ閑却シ難キ事實デアリマス、斯クノ如ク致シマシテ一朝非常ノ事態ニ直面スルガ如キコトガアリマスルナラバ、帝都行政ノ確保ハ容易ナラザルモノガアルノデアリマシテ、帝都ノ重要性ニ鑑ミ、洵ニ心ニ堪ヘザルモノガアルト考ヘルノデアリマス、仍テ此ノ際帝都ノ一般行政ニ付キマシテ、一元的ニシテ強力ナル行政機構ヲ確立致シ、凡ユル場面ニ對應シテ、帝都行政ノ萬全ヲ期スルコトガ頗ル緊要ナリト存ズルノデアリマス、而シテ帝都行政ノ新機構ニ於キマシテハ、従來ノ東京市政ノ実績等ニ深く省察致シマシテ、其ノ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖ルベキハ申スマデモナイ所デアリマス、斯クシテ帝都行政ガ真ニ全國、否全東亞ノ範クニ至ヲコトヲ切ニ冀フノデアリマス

是ヨリ東京都制案ノ内容ニ付キマシテ主要ナル事項ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、第

一ハ都ノ區域ニ付テデアリマス、都ノ區域ニ付キマシテハ、從來一部ニ東京市ノ區域ニ依ルベシトスル論ガアリ、又最近ニ於キマシテハ東京府ノ區域ヲ越エマシタ更ニ廣イ地域ヲ採ルベシトノ論モアルノデアリマスガ、本案ニ於キマシテハ從來ノ東京府ノ區域ニ依ルコトト致シタノデアリマス、東京市ノ區域ニ依リ難シト考ヘマシタノハ、東京市ト共ニ多年同一府下ニ於キマシテ、深イ關係ヲ持續致シテ今日ニ参リマシタ三多摩、其ノ他ノ地域ニ付キマシテ、他ニ適切ナル處理ノ案ガ立タナイノデアリマス、即チ如何ナル案モ結局是等ノ住民ニ對シ今日ヨリ不利不便ヲ與ヘ、是等ノ住民ノ爲ニ親切ナル處理トナラナイコトデアリマス、又是等ノ地域ガ今後トモ都市生活ノ爲メ幾多ノ利便ヲ與フベキコト等ニ依ルモノデアリマス、他面東京府ヨリ更ニ大イナル地域ヲ採テナカツタノハ、近時此ノ種論議ハアリマスケレドモ、尚ホ議論ノ熟セザルモノガアリマスノミナラズ、既ニ東京府ニ於キマシテ人口七百數十萬ノ巨大ニ上ツテ居リマス、新地域ノ劃定ニ付テ的確ナル基準ヲ見出し難イコト等ニ依ルモノデアリマス

(中略)

第三ハ都ノ下級組織ニ付テデアリマス、都ノ下級組織ハ原則トシテ區トスルノデアリマスガ、現在ノ東京市以外ノ地域ニ於キマシテハ、差當リ概ネ從來ノ如ク市町村ヲ存績セシメルモノデアリマス、是ハ是等ノ地域ノ實情上、洵ニ已ムヲ得ナイ所デアリマス、而シテ區ノ制度ニ付キマシテハ、或ハ區ノ自治權ヲ此ノ際大イニ擴充スベシトノ論、或ハ寧ロ自治區ヲ發シマシテ、是ヲ純然タル行政區トナスベシトスル論等ガアルノデアリマスルガ、今次都制案ニ於キマシテハ、所謂區ノ自治權ニ付キマシテハ、概ネ從來ノ制度ニ則リマシテ、唯都條例ノ定ムル所ニ依リ都ノ事務ヲ之ニ移讓シ得ルノ途ヲ拓イタノデアリマス、惟フニ所謂區ノ自治權ヲ擴張致シ、都ヲ三十五ノ獨立市ニ分割スルト云フコトハ、獨リ都民生活ノ實情ニ即セザルノミナラズ、都行政ノ統一ヲ破壞シ、更ニ都民ノ負擔ヲ區々ナラシメ、決シテ適當ナル結果ヲ得ルモノデナイト信ズルモノデアリマス、併シナガラ又區ノ多年ノ沿革ニ鑑ミマシテ、且ツ都ト下級隣保組織トノ間、簡業ナル自治體ヲ認メテ、都ノ體制ニ全體トシテノ調和ヲ與フルノヲ必要トスルノ見地カラ見テ、區ヲ純然タル行政區ト致シマスルコトハ、必ズシモ適當ノ措置デナイト考ヘタノデアリマス、而シテ區會ニ付キマシテハ、其ノ職務權限等ニ照應シ、簡素ナル構成トナシタノデアリマスルガ、一面區役所ニ付キマシテハ可及的ニ是ガ陣容ヲ整備充實シ、第一線機關トシテ大イニ其ノ機能ヲ發揮セシムルコトヲ期シテ居リマス

之ヲ要シマスルニ、都制ノ制定ハ眞ニ帝都ノ國家的意義ト、重要性トニ對應スル確固タル體制ヲ確立致シマスルト共ニ、一元的機構ノ下帝都一般行政ノ敏活強力ナル遂行ヲ圖リ、以テ時局ニ對處シ、帝都行政ノ萬全ヲ期セントスルモノデアリマシテ、此ノ際速カニ是ガ實現ヲ圖ルノ要アルコトヲ痛感致シマスル次第デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アラントラ希望シテ已マナイモノデアリマス

昭和十八年二月二十七日

東京都制案は、原案を一部(第一百五十一条関係)修正のうえ特別委員会で可決され、付帯決議を添えて、同日、本会議に緊急上程され、委員長報告どおり全會一致で可決された。修正案、付帯決議、委員長報告は次のとおり。

(中略)

委員長報告

○清瀬一郎君

(中略)

次ニ東京都内ノ區ノ性格ニ關スル重要ナル質問ガアリマシタ、其ノ趣意ハ、本案第四百十條ニハ、「區ハ其ノ財産及營造物ニ關スル事務竝ニ都條令ノ定ムル所ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス」ト云フ文字ガアル、府縣制トカ、市制、町村制ニアル如クニ、法令ニ依ツテ自治事務ヲ行フト云フ規定ガナイノデアアルガ、是デハ區ノ自治體タル性格ヲ明カニスル上ニ於テ缺クル所ハナイノデアアルカト云フ意味ノ質問デアリマス、之ニ對シテ政府ハ、地區ヲ基礎トスル公共國體デアル以上ハ府縣制、市町村制ト同ジヤウナ「法令ニ依ル」云々ノ文字ハナクテモ、其ノ自治區タルコトヲ表明スルノニ十分デアアル、即チ東京都下ノ區ハ、行政區デハナクシテ、自治區デアアル性格ヲ完全ニ持ツテ居ルト云フ言明デアリマス

(中略)

第五ニハ、都ノ下部組織ニ關スル質疑デアリマス、其ノ一ハ、三多摩ノ地域ニ何故ニ區制ヲ布カナカッタカト云フ質問デアリマシタガ、之ニ對シマシテハ、政府ハ、是等ノ地域ハ東京市ノ區域ト甚ダシク實情ガ相違スルノデ、今直チニ是等ノ地域ニ區制ヲ施行スルコトハ其ノ實情ニ即セナイ、是等ノ地域ノ住民ニ親切ナル處置デナイト考ヘテ、當分現狀通り市町村ヲ存績セシメルコトトシタノデアアル、但シ將來是等ノ地域ノ、實體ガ發達シテ差支ナイ状態トナッタナラバ、區制ヲ行フコトヲ考慮スベシトノ答辯デアリマシタ、又區長ニハ地位ノ高イ官吏ヲ置イテ之ヲ優遇シ、之ガ異動ヲ極力避ケル必要ガアルノデハナイカトノ質問、又區長ガ官吏トナルコトハ舊來ノ弊ヲ矯ムルニハ宜イガ、行政ノ第一線ニ立ツモノデアアルカラ、之ガ官僚化シ、都民トノ親シミガナクナルヤウデハ缺陷デアアル、其ノ人選ニハ注意ヲ要スベシトノ意見ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府ヨリハ、區長ニハ練達堪能ノ士ヲ舉用シ、之ガ異動ハ極力避ケ、區民トノ親密ヲ失ハザルヤウ努メ、御趣旨ニ副フ

ヤウ努力スルトノ答辯ガアリマシタ、更ニ又區會議長ハ區長ニ於テ之ヲ兼任スルト云フ政府ノ原案ヲ、衆議院ニ於テ區會議長ハ區會ニ於テ議員中ヨリ選舉スルコトニ修正シタコトニ付キマシテ、此ノ修正ハ都制制定ノ根本趣旨ニ副ハナイモノト思ハレル、仍テ是ハ政府原案ニ復スルコトノ方ガ宜クハナイカト云フ質問ガアッタノデアリマスガ、政府トシテハ、修正ノ理由ニ全面的ニ賛成スルモノデハナイガ、一部理由アリト思ハレル點モアル、故ニ貴族院ニ於テモ衆議院ノ修正ニ同意セラル、ナラバ、政府ハ此ノ修正ニ依ツテ實施スル所存デアツテ、両院通過ノ場合ノ心構ヘトシテハ、區長ト議長ト相協力シ、修正ノ爲ニ悪結果ヲ來スコトナキヤウ指導スル考デアルト云フ答辯デアリマシタ

(中略)

衆・貴両院における質疑応答

一 一般論に関する事項

(中略)

(二)都制案と帝都の性格乃至構想に関する事項

(1)帝都の性格

「問」本都制案は帝都を一地方政治として扱ふものと思ふが輦轂の下に於ける東京の地位に鑑み果して完全であるか(一・三〇衆本 深澤)

本案には帝都の特殊性に即應する新構想もなく従來の懸案をも解決して居ないのであるが果して戦力増強に資する所があるのか(二・二衆委 長野)

本案は従來の都制上の諸問題に付て解決を與へて居ず徹底しない案と思ふが、強き自治制に非ざれば強き官治制の何れかに徹底すべきではないか(二・四衆委 川口)

「答」湯澤内相

東京市政の現状から見て都制案は必至のものである。而して都制案は現状より遙に改善の方途を示すものと考え。帝都の行政に付ては國定的性格に基いて確立する要があることは勿論であるが、問題は其の程度である。政府としては今回の都制案を以て現時の要求に最も適合する案であると信ずる。又此の制度を考慮するに付ては沿革を考へ漸を逐つて圓滿なる實現を圖るべきだと思ふ。根本的刷新を要求する方向から見ると或は徹底を欲し或る意味に於ては守舊的な考へ方であるとの批判もあるかも知れないが、議論として或る程度の落着のない様なものを急速に解決することは地方行政組織を考へる上に於て餘りに飛

躍的で危険である。又餘り飛躍的な考に依り案を規定すると却つて其の實現を見ない虞もある。異常な變化に依り混亂を生ぜしめることもなく相當程度に從來の弊を除去し得る點から見ても現時局下に於ては此の程度の解決案が適當であると考へる。

「問」國家的性格に適應した確乎たる體制といふことは案の如何なる點に現はれて居るか(二・六衆委 牛塚)

本案に依れば都は單純な地方廳と異なる所がないと思ふが如何なる點に國家性が盛り込まれてゐるか(二・一五衆委 松永)

「答」湯澤内相

東京府と東京市とを廢して一の體制にする點、都長官を官吏にする點、都議會との關係を明確にして置く點が確乎たる體制であると思ふのであるが斯る點に於て都の運営を圖る上に國家が直接之に對して十分責任を持つことは即ち國家性であると思ふ。都制其のものだけでは都といふ自治體としての組織を考へるだけの問題であり帝都の全般の行政即ち國家行政と自治行政とが如何なる風に一體として行はれるかに付ては運用の職に當る都長官其の他の組織に關し官制の問題として考究しなければならぬ。其は相當の程度に於て帝都行政の特質を考慮しなければならぬと考へる。

(2) 帝都の構想

「問」都制は提案理由の一として大東亞建設の根本策たることが擧げられて居るが、大東亞建設の本據としての帝都の構想を如何に考へるか(三・六貴委 大藏男)

「答」湯澤内相

從來東京の經營に付ては或る一の構想を描き其を目標として施設を進めて行つたことはなく震災復興に際し後藤伯の抱かれた科學的着眼點と雄渾な理想が知る限りの唯一の大構想であつた。大東亞戦争勃發後に於ても大東亞の中心たる帝都将来來の建設及經營に付ては政府も手緩かつたと云へる。從來は東京市自身の經營にのみ任せて來たのであるが、都制施行に依り直接帝都の運営に付國家の意思を浸透せしめ、國家的性格を附與することは政府の責任となつた。交通、官廳の建築、教育の施設等も將來は一つ纏つた計畫の下に進んで行く必要があると思ふ。即ち帝都を如何に運営して行くかに付ては防空的見地から帝都の人口を思ひ切つて減ずるとか、交通機關の整備に對しては根本的な方針を立て、能力を發揮せしめるとか、教育方面に於ては今日缺けてゐる興亞教育、市民の社會教育を重視するとか、日本人の高い文化的教養や日本文化の精髓を諸方面の人に把握せしめる施設を設置するとか、保健衛生の擴充とか、日本科學思想發達の現状を來訪諸民族に端的に認識せしめる施設とか帝都に課せられた任務は非常に多い。都制案を施行する以上政府も進んで

相當の授助もし又政府自ら進んで計畫を樹立する責任があると考へる。

(三)都制案と自治に関する事項

(1)都制と帝都自治

「問」都制に依り自治の本質は強化されるのか、非常時緊急己むを得ざる處置として相當制壓を受けるのか(二・二衆委 長野)

「答」湯澤内相

自治の點に關し都制案は二方面から考察せられる。所謂自治の意味を公選に依る市長を中心として自治行政的な事務を執行するといふことに解すれば市長を官吏とすることは考へ方に依つて其の點だけは自治は縮小されたとも見られる。併し一面事變以來地方公共の自治的活動の上に重要性を加へて來た町内會等に一の體制を與へ之等の自治的活動を促進する點から見れば寧ろ基礎的自治は擴張されたと云い得る。

「問」都制案に依つて自治は何處に培養し振興を圖るのか(二・四衆委 中村)

「答」湯澤内相

帝都の自治精神を涵養する爲の處置としては町内會等の助長發達に力を入れなければならぬ。即ち町内會等に積極的な助長策を講じ之を培養して其處から本當の自治精神が湧き起り其が都全體の行政に反映する様にしたい。

「問」木案は帝都の國家性を重視するの餘り帝都の自治的特殊性を没却してゐるのではないか。東京市の自治の歴史に對する考慮を本案に織込まないのは如何なる理由か(二・四衆委 花村)

本案實施の暁は却つて帝都の行政が帝都たるの性格を失ふに至り市民の自治強力の熱意を失はせるのではないか(一・三〇衆本 二・一五衆委 本多)

「答」湯澤内相

東京市の現状を直視すると此の都制案は絶対に必要であるが、本案は東京市の自治を剥奪或は廢止する趣旨のものではない。都制に依る機構の性格自體が根本的に帝都市民の自治的活動の育成を阻碍するとは考へない。要は運用の問題に帰着するのである。時代の變化に應じて時代に應ずる自治制を布く爲に府と市を發展解消せしめ新に都といふ自治體を建設するのであるから、勿論其の組織形態は異らざるを得ないが帝都の自治的特異性は十分之を認めて居る。都の運営に付ては一定の制限の範圍内で矢張り自治的に行はなければな

らない。唯國家の意思を直接浸透せしむる點に於て都長官を通じて行ふのであつて本案は時代に合ふ自治の精神を盛つた案と云ひ得る。

「問」東京市の自治が縮小されたことは從來の市政の缺陷に鑑み己むを得ないが今後情勢が變れば東京に元通りの自治を戻すのか（三・八貴委 後藤伯）

「答」湯澤内相

從來の東京市政の缺陷も都制施行の一理由であるが都の首長を官吏とする體制は都の國家的性格の點から適當と考へた本案の根本の主眼點であり將來も變へやうとは思つて居ない。都制が布かれても市民の自治的自覺は十分促す様努力したい。

(2) 自治の觀念及官治との關係

「問」官治行政と自治行政の性格の差異を何處に置くか、又自治を要望することは國體觀念に反すとの論があるが如何(二・四衆委 川口)

官治行政と自治行政の兩者は何れも治國の要道であり一方を抑へるべきでないと思ふが如何、又自治は自由主義とか個人主義を基礎としたものと解する向があるが如何(二・二七衆委 牛塚)

「答」湯澤内相、古井地方局長

官治も自治も大政翼賛の一方法であり其の間に輕重を付けることは出来ない。夫々必要な方面に必要な方法を考へるべきである。唯從來の制度としては國政を地方に分擔執行せしむる場合には大區域を有し且つ國に直接する自治團體の首長は官吏が擔任し其の下の小さい自治團體たる市町村に付ては市町村會等に於て選舉した市町村長が其の事務を擔任して自治行政を行ふと共に其の他に國の行政の委任を受けて執行する組織になつて居る。此の官治と自治の調和が重要であり自治と官治は兩々相俟つて國全體の發展を期待し得るのである。又我國の自治は國家の爲の自治であり國家との對立、國家からの獨立といふ觀念のものではなく淳風美俗の上に基いて間接に國家の事務を行ふものである。自治と國體との關係は所謂大政翼賛の方法として國民の盛り上る力に依り自分の區域の仕事を處理して行くといふ意味の自治は國體の精華を發揮する所以であるから益々助長發達せしめなければならぬ。

「問」時代の推移と自治制に對する觀念如何(二・四衆委 木下義)

自治は國家の爲の自治であると考へて居るが自治の觀念は近來變つて來たのか(二・九衆委 牛塚)

「答」湯澤内相

自治は國家の爲の自治であると謂ふ根本觀念は不變であるが自治の具體的の態様、運用の形式は時代の要請に依り當然に伸縮する。即ち自治が時代の變化と共に其の態様を整へて行くのである。

「問」公共團體の觀念如何。委任事務が幾ら多くても公共團體の本質に觸れる自治權の強化にはならぬと思ふが如何。固有事務の性質如何。地方團體とは公共事務を處理する權能を有する自治體と考へてゐるが其の權能のないものが地方自治體として現實に存するか
(二・二七衆委 牛塚)

「答」古井地方局長

公共團體の觀念は主として學問的に論及されてゐる問題であるが國家の信賴の下に國家の爲に國家に代つて其の地方公共事務を自己の責任に於て處理する團體である。公共團體は固有事務の爲に存立するものであるから此の點が重要であるが國の委任事務を引受けて之を處理することも公共團體の一の任務である。固有事務は國家に代つて國家の目的に属する事務を行ふもので其の目的は國家から與へられてゐるものにして其の源は國家に發してゐる。地方團體の要素は所謂地域を存立の基礎とする公共團體たることであり必ずしも府縣、市町村同様の權能の範圍を有する必要はない。又自治團體の語も法律上の定つた觀念ではないが公共事務を處理するものでなければ公共團體とは云へない。但し部内の公共事務全般を無制限に行ふ必要はなく或る一部を行ふ場合でもよい。

(五)都と警察權に関する事項

(1)警察權の移讓

「問」警視廳の負擔を輕減すべく警視廳の業務は純警察のもの以外は都長官に移讓すべきではないか (一・三〇衆本 深澤)

都制案が現下の實情に即し帝都行政の統一を目標とするものならば、府市二重行政の統合より一步進めて警視廳の所管事項中より相當權限を移管すべきであると思ふが如何 (一・三〇衆本 本多)

警視廳をして本來の職域たる治安警察の領域に還元せしめ、助長行政に付ての警察權は都長官に移讓するのが行政の簡素化と刷新強化に寄與する所以と思ふが此の點十分の決意を有するか(二・四衆委 木下義)

警察に属する權限中如何なる程度まで都長官に移讓し得るか (二・四衆委 今井)

都長官は警察權を有たぬ故他の地方長官より權限が小さいが都長官の重要性に鑑み或る程度の警察權を與へるか或は都長官が警視總監に對し指示の權限を有つが如くしては如何

(三・一貴本水野)

「答」湯澤内相、山崎内務次官

都長官の権限強化乃至警視廳の権限を如何にするかは都制案の法律問題ではなく官制の問題に属するので本案成立後官制制定に當り決定すべく考慮したい。官制に關することははつきり言明は出来ないが、方針としては警視廳は從來の儘獨立して存置することになるが之は帝都治安の重要性に鑑み已むを得ない。唯都長官に統合可能なものは出来る限り移し警視廳をして本來の面目たる治安警察に限局する根本の趣旨に付ては努力したいと思つて居る。如何なる権限を移し得るかは經濟行政に關しては指導斡旋の方向は一般の治安保持上已むを得ない非常事態の場合の取締を除き平常の場合は出来るだけ一般行政官廳の権限に委ねる必要があると思ふ。建築行政は出来るだけ移す様又交通行政に付ては警察官の指揮に依らないことは考慮の餘地があると思ふが共に官制制定の際に十分研究したい。衛生行政に付ては大部分、土木行政は當然都長官の権限になると考へて居る。

(2) 一般行政と警察行政の一元化

「問」一般行政の一元化は警視廳の問題を解決せずして、府市の併合のみでは不十分ではないか(二・六衆委 牛塚)

一般行政の一元化を徹底する爲警視廳を都の中に包含することは出来ないか(二・一二衆委 四王天)

「答」湯澤内相、山崎内務次官

府と市の關係は一般には上下の關係にあるが、府と警視廳の關係は縦の仕事の分け方で仕事の分擔が異なるのである。帝都の治安對策の特殊性を考へると一般行政との綜合は相當考究の餘地がある。即ち之を統合することにも利益はあると考へられるが、警視廳が全國の治安に大なる責任を有して居るので分けて行ふことにも能率其の他に於て利益があるとも考へられる。政府としては治安の重大性に鑑み警視廳は獨立せしめるが、兩立上の弊を除き長所を發揮せしむべく内務大臣に於て十分なる監督を爲し一般行政と警察行政の密接なる關係を圖り、行政の運用に當らしむるのが適當と思ふ。

「問」帝都の國家的重要性に鑑み警察行政と一般行政を一元化し内務大臣が都長官を兼任し、其の下に内政總監、警視總監を置く建前を執れば威令も行なはれ帝都行政強力なる施行が出来ると思ふが如

何阿(二・四衆委 中村)

從來の弊は警視廳と府が無關係に對立してゐた點にあると思ふが、對立の弊を除去する意味で都長官の下に警察行政を擔當する警視總監と其れに對して一般行政の部面を擔當する

内政總監の如きものを置くが如き見解に對し考慮したか(二・六衆委 牛塚)

「答」湯澤内相

都長官を任命するに當り警察行政と一般行政を一にして強力なる行政機關として内務大臣が都長官を兼任し其の下に政務、警視兩總監を置く案又は警視總監の權限と都長官の權限を一にして更に其の上に行政長官を置く案は理論上は一つの考へ方として成立し得る所であり、帝都行政を眞に効果あらしめる上に傾聴に値する議論とも考へられるが、官制の問題でもあり一面利弊を伴ふのである。即ち斯る案に依ると實際には非常に尠大なる地方的權限を有することになり之を行政組織の中に如何に按配すべきかは場合により内閣組織の根本にまで遡つて考へなければならぬ問題の様に思ふ。又屢々言ふ如く帝都の警察が全國に非常に大なる關係を有して居る特殊性から考へ帝都の警察行政は國家的に見て重要である。此の點から政府として考へて居るのは斯る組織も是非必要となれば考へ得ない譯ではないが今の所では治安と一般行政の兩方の責任者を作り、警視總監は獨立の官廳として治安に専念せしめ都長官は警察以外の一般行政に十分専念せしめ内務大臣が之を監督するのが現在最も適當と考へてゐるものである。

(六)公企業經營に関する事項

(1)公企業の營團經營

「問」水道、交通機關の如き公企業的なものに付ては營團として關係區域を一丸とした組織を考へることが緊要ではないか(二・四衆委 中村)

「答」湯澤内相

公企業の經營に付て營團組織は如何といふ意見は卓見である。殊に帝都を中心とする交通が幾多の機關に依つて經營され其の間に不便の多いことは周知の事實であるから是を何等かの統一した組織の下に經營し交通問題を解決する方法として大いに研究の價値ある問題と思ふ。今後十分研究の上住民の不便を除去する方法を講じたい。水道に付ても市民生活の確保、防空等の點から同様必要を痛感せられる。營團組織に依りどの程度まで確保出来るか十分の自信がないが之に付ても亦今後研究したい。

「問」都制施行の際水道、病院、軌道等の事業は統合すべきではないか(二・四衆委 川口)

「答」山崎内務次官

此の問題に付ては十分検討を加へ必要あるものに付ては統合を圖り都の住民の利益を圖ることに十分努力したい。

(2) 帝都の交通整備

交通事業に關し

- (イ) 營團組織に依る經營を鐵道省としては如何に考へるか
 - (ロ) 都の交通機關の有機的整備の爲に山手線電車を統合中に包含しても差支へないか
 - (ハ) 將來有機的統合を必要とする場合には帝都高速度營團法を改正する用意があるか
- (二・九衆委 木下義)

「答」長崎鐵道次官

(イ) 帝都交通の混雑緩和の方法に付いては以前から研究してゐる。嘗て交通事業の調整が問題となつ際に帝都の問題が眞先に取り上げられ其の根本方針については内務、鐵道兩省間に意見の一致を見てゐる。將來帝都の交通を完備する上に於て營團に依る經營は一つの大きな研究問題で然も有効な一方法と思はれるから斯る意味に於て帝都高速度交通營團の實情に照して調査研究に十分力を盡したい。

(ロ) 都の交通機關を有機的に連繫せしむる問題は理論的にも實際的にも慎重なる考慮と研究を要する。山手線電車の取扱ひに付ても理論上は可なる部分もあるが、實際問題としては近時海上輸送の逼迫に依り電車を走らせる線路が貨物輸送に重大なる關を有してゐるので將來は兎も角早急に何等かの意味で外部の經密主樞に樞を移すことは除穢考粒を要する。

(ハ) 帝都高速度交通營團は交通調整の第一段階として高速度交通網の完成を主眼として居り目的が限定されてゐるが調整法の範圍外ではない。更に第二の段階として帝都交通の有機的綜合的調整を必要とすることには内務、鐵道兩省の意見の一致を見てゐる。都制實施を契機として營團等の組織を考へるといふ内務大臣の意向とも連絡を取り若し營團がこの運営に重要なる役割を果し得るとの結論に違すれば、營團をして其の機能をなし得る如く法律を改正するか又は現在の營團とは性質の異なるものを別個の法規に依つて作るか其の點は今後十分調査研究したい。

「問」帝都交通調整の対象としては都の區域は狭いと思ふが帝都を中心とした同環境の周圍地區の交通機關の運営に付ては別個の考究を要するのではないか(二・九衆委 中村)

「答」長崎鐵道次官

曾ての交通事業調整委員會案に於て調整區域として考へてゐた部分で凡そ重要なものは都の區域に包含されると思ふが更に研究して都制實施に伴ひ區域の擴張を必要とすれば其の時に適當な手段を執りたい。交通は地域的に限定出來ないものがあり他の衛星的都市との關連等の問題もある故都制の區域といふことだけに限定されず輸送交通の實體から考へて

行きたい。

「問」帝都及び周邊の交通は尚混雑が著しく、一朝有事の際は憂慮に堪へないが本案施行後この問題解決に付て特別な施策をなす抱負があるか(二・二七衆委 清瀬委員長)

「答」長崎鐵道次官

空襲等有事の際に於ける交通の運営は洵に重大な問題である。帝都の交通調整に付ては交通事業調整法に基き民間有識者等の意見も聴き既に一部方策を定め実施中である。然し乍ら常時の情勢に比し今日或は將來の變化、殊に都制の實施に伴ふ色々の變化等に即應し交通營團に依る事業の調整に付ても慎重な調査研究を進めたい。又有事の際に於ける交通事業の運営に付ては調整法或は國家總動員法に基く陸運統制令等に依り是が萬全を期し得る建前になつて居る。有事の際でなくても都市の交通事業調整といふことに付ては法が整つてゐるが吾々としては今の所出来る丈法の運用に依らず行政上の斡旋に依つて調整を圖るといふ考へ方で進んでゐる。然し有事の際例へば空襲といふ様な場合に於ては一刻の猶豫もならぬから場合に依れば法の發動に依つて迅速果敢な方策に出で最も重要な帝都交通の萬全を期さねばならぬと考へる。

(七)特別市制、道州制に関する事項

(1)大都市の市長選任

「問」五大都市の市長に付て直接選舉は考へ得ないか(二・四衆委 今井)

「答」湯澤内相

行政の責任擔當者を部内の住民全部の投票に依つて決めることは我國の制度として適當であるとの確信を持ち得ない状態にある。

(2)大都市の特別市制

「問」今回の都制案は都市理念から考へて他の五大都市の先例として制定したのであると思ふが如何(二・四衆委 今井)

北九州を加へた他の六大都市への警察權の移讓を如何に考へるか(二・四衆委 今井)

都制案の提案理由として擧げられたる三點は東京の帝都たる地位を除けば他の大都市制度に其の儘轉用してよいと思ふが、之を積極的に解決する考へがあるか(二・一二衆委 田中)

「答」湯澤内相

都市の根本理念に付ては十分の考へを有して居ないが東京都を除いた五大都市及北九州の都市に對しては所謂大都市制度として其の特異性を考えるべきで、國家に對する重要性に於ても一般都市とは同様に考へることの出来ない重要問題と思ふから今後十分研究して解決策を見出したい。然し東京都制に倣つて國に直接することは之等の都市の將來の發達の上に適當か否かは考慮を要するので、今直に之等の都市をして都制と同じく國に直接する體制を執らしめることは考へて居ない。之等の都市に於ける警察權も總て知事と市長とに分れざるを得ないと思ふ。

(3) 大都市問題と道州制

「問」五大都市及九州關門の都市を加へた大都市の組織問題の研究が結論を得られない困難な理由は何處に存するか(二・一二衆委 田中)

大阪其の他に將來都制案の如きものを布く考慮の餘地は存するか(三・三貴委 平沼)

五大都市の二重監督の徹廢は何故不可であるか(二・一二衆委 田中)

典塑的二重機構は大阪に付て最も顯著であるが、他の五大都市中でも大阪に付ては別に考へるべきではないか(三・六貴委 大藏男)

「答」湯澤内相

従來の特別市制の要望乃至運動の重點は二重監督の撤廢にあつたが、之を六大都市に付て一様に解決することが地方制度の建前から見て之等地方の要望を具現するに付ての支障となつた大きな原因である。

之等の大都市に付て、二重監督を廢して其の區域が國家に直接する區域になり直接内務大臣の監督下に置くことになれば國家に對する重要性から其の市長は官吏にならざるを得ない。之は恐らく之等大都市關係者の要望に反すると思ふ。此の點は東京都の性質と異なるのである。又大阪に付ては大阪府と大阪市との關係は他の大都市に比較すると二重機構の状態は相當に強いことは事實であるが、大阪府の大阪市に對する地位が東京府の東京市に對する場合よりも餘程程度が高い様に考へて居る。何れにしても此の解決策として従來の特別市制の主張の如く知事の監督を廢して直に國の直轄にすることは今の所考へて居ない。大都市の組織問題は近時論議せられて居る道州制の問題と密接な關係がある様に思ふので、之と關連して建設的に考究するのが解決の一方法ではないかと考へて居る。此の問題の結論が遅れてゐるのは此の爲であるが、若し道州制が出来て道州長官から監督を受けるといふことにでもなれば必ずしも不自然ではないと考へられるのである。

二各論に関する事項

(一)都の区域及構成に関する事項

(1) 国土計画或は経済圏との関係

「問」 現下の国土計画上帝都の理論的形態に関する所見如何(三・三貴委 肘付男)

都の区域は東京市の實質的生活圏(或は経済圏)に合致しないと思ふが、斯る將來性ある問題に對しては国土計画的見地より再検討し近き將來に於て區域に付考慮すべきではないか(一・三〇衆本 本多二・二衆委 長野)

都の區域を府の區域に依つたのは餘儀ない様に思ふが、區域決定に當つては国土計画との關係に付て研究したか(二・四衆委 中村)

都の區域は將來全国的に區域の變更を考へる際に再考慮するのか(二・四衆委 堀内)

「答」 湯澤内相

滿洲國の如き新國家建設に當つては理論的に國都を考へることも出来るが、東京に付ては日本の現状から見て沿革も考へる必要があり、又現下の情勢に鑑み混雜支障を來さない様にしなければならぬ。單純なる理論的構想としては主として帝都の生活必需物資確保の見地より關八州を一行政國或は經濟圏即ち地方的獨立の經濟力を有する區域とする都制案の考へ方及帝都の隣接縣下を合めた所謂廣域經濟の考へ方等が序する。然し此の點に於ては東京市の現状を考へても東京市に関する經濟圏は全國に亘つてゐると云つてよい。主要食糧の米の問題は勿論、薪炭のみの例を見ても關八州では自給自足出来ない。生活上の經濟圏といふ觀點からは一定の區域を執り帝都の制度を考へることは困難であるから、此の點は都制と矛盾なく別個に全国的な府縣の區域の問題として道州制の如きものを考へて行きたい。又極く卑近な點を考へると横濱川崎の連擔區域は国土計画は地方計画上東京市との關係が重要である。之を一括した區域として帝を考へる方法も理論的には考へ得るのであるが、實情は困難で一利一害があり、分割の結果神奈川県は存立如何が問題になつて來る。従つて一の計畫として横濱市等の區域を帝都の中に包含することの適否は遽に決定し難い。斯る點も道州制として考へる必要の理由になるのである。結局帝都に關し国土計画上から理論的な體系を實現する考へ方には自信がない。但し国土計画上工場、港灣の建設、産業の分散等の問題は夫々の觀點から考へなければならない。今回の都制案は現状の弊害を除去すると共に時局に即應するといふ考へが重點で、従つて多少理論的には不備を免れない面もあると思ふが、大體に於て東京は一つの政治上の中心でもあり又住民も從來の生活の上から一つ纏つた區域として考へて居るので、都制を布き帝都を一の自治體として考へるといふ點では府の區域に依るのが適當と思ふ。

「問」時局下物資供給の現状に鑑み都の（区）域に関しては其の方面から構想を練るべきであると思ふが、所謂府縣「ブロック」打破に對する所見如何(二・二衆委 長野二・四木下義)

「答」湯澤内相、山崎内務次官

所謂府縣「ブロック」問題とは政府の物資需給統制方策の確立しなかつた時に主として米に關してであるが、供出に當り地方は先づ地方自身の需要を確保して其の上で中央への供出に協力する方策を執つたのが其の弊として擧げられて居たのである。然し其の後政府の統制方策も確立し今日では府縣は物資配給計畫上供出の責任單位となつて居て所謂府縣「ブロック」は觀念上存在しない建前であるし、又所謂府縣「ブロック」といふことに付ては誤解から出てゐる非難も多いのである。大都市に現在物資が不足するのは今日の統制經濟の事情から已むを得ないのであるが、然し現實の問題としては未だ其の弊絶無とは断言出來ないものがあるから物資需給統制に付ては全国的に政府が責任を以て考へ今後各種の弊害が生ずれば出来るだけ除去に努力したい。但し斯る點から直に都の區域を廣地域に考ふべしと結論することは適當と思へない。

(2) 三多摩地方及其の他の地域の措置

「問」府市並存の弊が存するのは東京市の區域に付て然るのであるから市の實相から考へて府を市の中へ包含するのが自然である。都の區域としては市の地域に限定し三多摩地方は之を獨立せしむるか他の近縣に併合せしむる案を執るか又は廣地域案に依るのが妥當と思ふが如何(二・四衆委 花村)

地方行政區畫を定める場合には包含地域が其の住民と密接不可分にあるといふ點を積極的に考慮すべきものと思ふが、三多摩地方を都の區域に包含するのは斯る理由に依るのか(二・四衆委 木下義)

都の區域は東京市の區域に依るべきではなかつたか、本案に依れば三多摩地方には自治が残るが、都を府の區域とした爲執行機關及議決機關を通じ官治の色彩が強くなり七百萬市民が自治の本體を失ふに至るのではないか。三多摩其の他の地方の處理に付て研究した經過如何。私見に依れば三多摩を都の區域に包含せざるを得ぬ理由は結居主として財政の問題に存すると思ふが、此に付ての對策を講ずれば解決するのではないか(三・八貴委 松村)

「答」湯澤内相、山崎内務次官、古井地方局長

都の區域決定に付て廣地域案は明確な基準が立たず具體案の樹立が困難である。而して東京市の區域に依る案を執れば三多摩其の他の地方の處理如何の問題が残るのである。此の三多摩の處理に關しては從來獨立の縣とする案、他縣に合併する案、東京都と組合的な關係を有する別個團體とする案等が考へられて居たが各案には夫々利害得失がある。即ち前

二案に付ては従來論議の存する所であり殊に獨立の縣を設定することは近時府縣區域其のものが再検討を要する狀況に鑑み研究の餘地がある。第三の案も結局復雜で良い結果を得る自信がない。其の他二三新案に付ても研究したが十分考へ得なかつた。要するに三多摩の處理に關しては名案がないのである。一方三多摩の實情を見れば水の供給、精神的方面、保健施設、交通關係等の點に於て市と密接不可分の關係にあり、其の生活關係は東京を中心として動いて居る。假令財政上の問題を解決し得たとしても之に對し別個の措置を講ずることは今日より不利不便を與へ決して親切な考へ方とは云へない。又本案に依つても都の中核は東京市の三十五區であり、三多摩を區域に入れることに依り東京市の區域が非常に不利益を蒙むるとのみは考へられない。斯る各般の點を綜合判斷して本案の如き結論に達したのである。又従來は地方行政區畫に付て都市の區域を考へる場合は連擔區域のみに限局する考へ方であつたが、近時は或る程度の綠地帯を包含するを可とする論も強くなつて來た。従つて都の區域に或る程度の綠地帯を包含することが一面の考慮にはなつて居るが、之を以て直に總ての都市に付ての考へ方を明確にしてゐる譯ではない。

官治の色彩が強くなつたのは府の區域に依つた爲ではなく、若し東京市の區域を以て都の區域としても議決機關及執行機關は本案同様の體制にしなければならぬと考へる。以上三多摩地方の措置に付ては幾分研究の餘地ある點も序すると思ふが、東京都のみの立場でなく國全體から見て行政區畫を處理する限りに於ては本案の如くなると思ふ。

「問」 二市三郡に對する行政形式と區の行政形式は異なるが將來如何にするか（二・四衆委 川口）

三方摩と東京市の區とは自治權限上權衡が取れないから近い將來に於て都全體を區にする必要があると思ふが、三多摩に區制を布かない理由如何（三・六貴委 大藏男）

「答」 山崎内務次官

三多摩地方の區域は現在の東京市の區域に較べて相當實體に於て異つてゐる様に思ふ。又假に直に三多摩地方に區制を布くとしても現在の市内の區の制度とは餘程考へ方を變へる必要がある。地域的に考へても一郡に一區役所を置いて町村が全部消滅することになると相當不便な結果になるので出張所の如きものが必要となる。故に直に區制を布くことは考究の餘地がある。今回の都制の主たる點は東京市の解消の面であり、三多摩其の他の地方は従たるものである。然し三多摩地方が將來發展し人口或は交通の關係等に於て相當實體が變化して來た場合には區制を布くのがよいと思ふ。

「問」 小笠原島は特別に静岡縣へでも編入すべきではないか（二・四衆委 今井）

「答」 湯澤内相

小笠原島を都の範圍に入れることは連擔區域のみが都市であるとする従來の都市理念の立

場から云へば縁が遠いとも云へるが近時大都市は食糧供給確保等の関係から連擔區域外の地域も自己の区域内に入れる傾向もあるし、一方小笠原島は従来東京市と交通関係等に於て密接な関係があり他に付着せしめることは親切な取扱とは云へない。

(3) 其の他

「問」都制案第三條第一項但書の規定は新に区市町村の設置を豫想して居るのか（二・一
二衆委 谷原）

「答」古井地方局長

区市町村の設置といふのは例へば區又は市町村が二つ合併になつて一の區又は市町村になる場合も区市町村の設置になると考へる。斯る場合を豫想して本案は他の條文に於ても設置の場合を考へてゐるのであつて新しく殖やして行く趣旨ではない。

(六) 区制に関する事項

(1) 区の区域

「問」舊市の三十五區は面積、人口、豫算に於て非常に差があるが、配置の統合を行ひ不平均な形を是正することが所謂根本的刷新となるのではないか（二・四衆委 川口）
現在の東京市の區は選舉區としては餘り小さい爲に大人物選出に不當と思ふが、都制施行に當り是正する考へはないか（二・五衆委 今井）

「答」山崎内務次官

區の現情は非常に差があり、又選舉區としても適當でない點もあるから、必要に應じ區の配合或は區域の變更は當然考へぬばならぬ問題と思ふ。唯現在の區の區域の廢置分合に於ては必ずしも選舉のみの立場から考へ得ない事情があるので、都制施行の暁に於て各般の事を考慮して必要に應じ廢置分合をしたい。其の爲本案に於ても特に區の配合、區域の變更に関する現定を設けて將來の必要に對し處置を執り得ることにしたのである。

(2) 区の権能

(イ) 都の事務の委讓

「問」本案に於ては區の自治權が擴大されて居ると云ふが如何なる點か（二・九衆委 長野）

現在市で行つてゐる事務中、區に依り事情を異にし其の區に適當なる施設を考ふべきものが多い。斯る部分的なものは區へ委讓して區の權限を擴張すべきであると思ふが所見如何(二・一二衆委 花村)

第四百十條の規定は却つて區の性格を不明確にし、都と區の間が圓滿に行かず權限争をする場合には死文化して都との間に政治的禍因を内在せしむると思ふが、其の權限強化の爲には都條例の外に出来るだけ法律勅令を以て事務の分擔を決定し或る程度の權能を明示するのが穩當な方法ではないか(二・一六衆委 長野)

「答」山崎内務次官、中島行政課長

現在の東京市の區は法令に依り區に屬する事務を處理する建前になつてゐるが、實際問題として法令に依り區に委讓された事務は全然ない。本案に於ては第四百十條の規定に依り都條例の定むる所に依り容易に都の事務を委讓し區に事務を處理せしむる途を開き、又第四百十三條の規定に依り區會に於ても都議會に代つて營造物又は區の事務に關し都條例又は都規則を制定し得る途を開いたので、特に法令に依つて委讓しないでも、此の區規定に依り今後相當區の權能を擴張し得るものと考へる。又勅令に依り委讓しても現在區には財政自主權がないので財源の方面から處理出来ないのである。従つて都條例を以て委讓する場合には都に於て財源を心配する必要があるのである。委讓事務の範圍に付ては検討中であり、法令關係其の他に於て支障なき限り出来るだけ委讓したい考へである。

(口)補助、寄附の能力

「問」現在區で行つて居る區内の各種公益事業に對する補助金、寄附金の權能は削除するのか(二・一六衆委 長野)

區は他の必要なる事業又は施設に對して補助又は寄附を爲す能力を有するか(二・二七衆委 委員長)

「答」湯澤内相、山崎内務次官

都制第一百五十九條の規定に基き區の財務に關し必要なる事項として勅令を以て認める考へである。

(ハ)區の自治權

「問」他の府縣に於ても下部組織として市町村を持つてゐる故、都が三十五の獨立した區を持ち得ぬとの理由には合理性がないのではないか、本案に依ると市民の要望に反し區の自治權を擴大したとは思はれないが、三多摩に於ける市町村は區よりも強い自治權を持つて居る。東京市民のみに對して自治權を與へ得ない理由は何處に存するか(二・一二衆委

花村)

都に完全自治権を認めないならば、少くとも三十五区には完全自治権を認むべきであるが、之を認めない理由加何 (二・一五衆委 松永)

都が不完全自治體であり、區には十分な自治権を認めないのは他の府縣の市町村が何れも完全な自治権を有して居るのに比して權衡を失しないか、又區の問題に付ては區の沿革、實情、區民の要望等を顧慮して居るのか (二・二七衆委 牛塚)

都の行政は區を單位にして考へるべきであるが、區に自治権を與へず一律一體の態様で行くのは無理ではないか (二・二七衆委 牛塚)

「答」湯澤内相、山崎内務次官、古井地方局長

區に對して完全自治権を認めるのは不適當である。其の理由は區の自治権を非常に擴大することは結局都内に密接した三十五の獨立市を認める如き結果を招來し都行政の統一を破壊し、其の行政の敏活強力なる執行に支障を來し都民生活の實情に即せぬことになる。區に財政權を持たしめれば都民の負擔の上からも區々になつて權衡を失し都民全體の爲に好い結果をもたらさない。寧ろ現在の區役所の機構の整備に依り機能を發揮せしむる施策を講ずることの方が必要と考へる。何故東京市の區だけに自治権を縮少するかといふ問題に付ては、元來地方團體の制度に付て大都會も中小都會も農山漁村も全畫一の制度を布かねばならぬといふ形式的觀念が誤つてあるのであつて夫々の地方に即應する制度を建てるべきである。帝都たる東京には其の性質に即應する制度を建てるのが最善である。又事實上も東京市の區は府縣の市町村とは其の實情實體に於て相當異り、町村の素朴な形に於ける自治を區の制度の上に認めることは實情に即しない點があると思ふ。素朴な自治の活動は寧ろ町内會部落會等に於て發達せしむべきである。此の點に關しては純理論として區は純然たる行政区とする方が徹底すべしとの論も存するのであるが、此の論は區の沿革、實情等も考へ、亦都の體制に全體としての調和を與ふるの必要から見て行過ぎとも考へられるので、大體現在の制度を踏襲したのである。而して都の行政に付七百萬市民を率ゐて此の時局下に奉公せしむるに付ては、區の下には町内會連合會等も存するので今回の案で何等支障はないと思ふ。

「問」都の區は公共事務を處理すとの明文がないから、自治権のない團體と解すべきか、區の法的性質如何 (二・二七衆委 牛塚)

「答」古井地方局長

區は此の都制案に於ても自治権を有する團體であると考へる。法人區(自治區)であると同時に、區といふ區域は一つの行政区畫としての意味も有して居る。

(中略)

(5) 区の財政

「問」 区財政交付金制度は区を法人と認めた趣旨に反すると思ふが、都の統一を破壊しない限度に於て都の統制の下に区に或る程度の財政権を與へては如何（二・一六衆委長野）

「答」 山崎内務次官

區に屬する市税を昭和十五年に廢したのは區の負擔力が區々であり又市自體の統一の上から適當でない爲であつた。今回も此の點は検討したが、從來の實情から考へても支障なしとの結論を得るに至らず現在通りとしたのである。

「問」 第一百五十七條第二項の「其ノ他ノ法令ニ依リ區ニ屬スル収入」の内容如何（二・一六衆委 花村）

本法案第一百五十七條に明記してある以外に區の財産權として營造物の使用料、過料の収入等がある旨の説明があつたが、此の點は如何（二・二七衆委 委員長）

「答」 湯澤内相、中島行政課長

「其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル収入」とは例へば營造物の使用料及其の使用料徴収に付て勅令を以て過料を科することなどが其の一例である。而して區の營造物の使用料及過料の徴収に關しては第一百五十九條に基く勅令を以て現在通之を徴収せしめる考へである。